

令和2年度山形県地域診療体制支援金交付要項

(目的)

第1条 知事は、全国的に新型コロナウイルス感染症患者が増加する中において、山形県内における感染拡大を防止するとともに、県民生活の重要な基盤である医療を崩壊させることなく、県内全域で地域の医療提供体制を守り抜き、引き続き、強い使命感のもと診療に従事している民間医療機関に対して、この要項の定めるところにより、山形県地域診療体制支援金（以下「支援金」という。）を給付する。

(対象者)

第2条 この支援金の交付対象事業者（以下、「対象者」という。）は、山形県内にある民間の医療機関（病院、医科診療所及び歯科診療所）とする。ただし、運営主体が全国規模で事業展開している医療機関を除く。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、対象者が病院にあつては50万円、診療所にあつては30万円とする。

(基準日)

第4条 この支援金は、令和2年6月30日時点及び申請日現在のいずれにおいても、一般外来診療を週1日以上実施している保険医療機関に対し、給付する。

(交付申請)

第5条 対象者は、令和2年11月30日までに、令和2年度山形県地域診療体制支援金交付申請書（別記様式第1号）に、振込先口座が分かる通帳等の写しを添えて、知事に提出するものとする。

(給付の決定)

第6条 知事は、対象者から前条の規定に基づく申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支援金の給付を決定するものとし、その決定の内容を対象者に通知するとともに、支援金を給付する。

(支援金の給付等に関する周知)

第7条 知事は、本事業の実施に当たり、対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により対象者への周知を行う。

(不当利得の返還)

第8条 知事は、支援金の給付を受けた後に、対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正な手段により支援金の給付を受けた者に対して、給付を行った支援金の返還を命ずる。

附 則

この要項は、令和2年8月21日から施行する。